



「共謀罪」⁷

治安維持法のような拡大解釈の恐れは？

「共謀罪」の要件を変え、「テロ等準備罪」として新設を目指す政府に対し、「個人の自由を奪う」などと批判が上がっている。

「戦前に治安維持法の被害に遭った人はいまだに闘っている。こんな時に共謀罪をつくるのは愚の骨頂だ」。1月20日に都内で開かれた集会で、1967年の布川事件で再審無罪が確定した桜井昌司さん(70)は

その語氣を強めた。続いて木村まささん(67)が訴えた。「一般市民も巻き込まれるのは歴史が証明している。普通の人も、ひととじてはなくなる」

戦時最大の言論弾圧とされる「横浜事件」で逮捕された中央公論社の編集

者、木村享さん(故人)の妻。

1925年に制定された治安維持法は、國体(天皇を中心とした國のあり方)の変革と私有財産制度の否認を目的とした組織や宣伝を禁じた。拡大解釈や法改正を経て、市民を弾圧する道筋となつた。

今月2日の衆院予算委員会。「共謀罪」を治安維持法になぞらえた質問に対し、安倍晋三首相は「そも

そも戦前の旧憲法下の法制。そういうイメージは間違っている」と反論した。

しかし、「一般人は対象

治安維持法とテロ等準備罪(共謀罪)の政府答弁

治安維持法を巡る答弁(1925年) / 共謀罪を巡る答弁(2017年1月)

対象拡大は？	「抽象的文字を使わず具体的な文字を使用」「解釈を誤ることはない」 (若槻礼次郎内相、2月、衆院)	「解釈を恣意的(しいてき)にするより、しっかり明文的に法制度を確立する」 (安倍首相、30日、参院予算委)
思想取り締まり？	「実行に着手するものを罰する。決して思想にまで立ち入って圧迫するとか研究に干渉するということではない」 (小川平吉司法相、3月、貴族院)	「国民の思想や内心まで取り締まる懸念はまったく根拠がない」「実行の準備行為があつて初めて処罰の対象」 (安倍首相、25日、参院本会議)
一般人も？	「無辜(むこ)の民にまで及ぼすという如(ごと)きことのないよう十分研究考慮を致しました」 (小川司法相、3月、貴族院)	「一般の方々がその対象となることはあり得ないことがより明確になるよう検討している」 (安倍首相、24日、衆院本会議)

拡大解釈 & 法改正で対象広がる

これに対し、海渡弁護士は指摘する。「政府は、準備行為が構成要件になると明言していない。何が犯罪になるかあいまいだ。また、犯罪計画の前から捜査が始まれば、監視社会にならざるを得ない」。しかし、「新たな共謀罪が始まれば、監視社会につながる」。

「処罰対象に歯止めがかからないのでは」という懸念は学者の間でも根強い。刑法学会の理事7人が呼びかけ、1日には「市民生活に重大な制約をもたらす」などとする「共謀罪反対声明」を発表。学者140人が以上が賛同した。

立命館大の松宮孝明教授(刑法)も呼びかけ人の「危険人物に人権なし」と明確な説明が必要だ。刀法に予備、爆発物取締罰則に共謀など、実行の前段階を罰する規定があり今まで指摘する。「政府は、準も十分」と指摘。予備行為そのものに「共謀共同正犯」を認めれば実行前でも幅広く処罰され得るのが実情といい、「新たに共謀罪を設けるのは屋上屋を架す行為。広範囲に対象を広げたいならば、それこそ『現代版治安維持法』だ」。

関西大の木下智史教授(憲法)は「テロ対策をするのであれば、憲法の定める人権保障といふにバランスをとるかが重要だ」と話す。「安全のために個人の自由を制限するなら、もつと明確な説明が必要だ。

(後藤透太)